

事 務 連 絡
令和 3 年 9 月 1 4 日

各 保 健 所 長 殿

東京都福祉保健局感染症対策部長

医療従事者である濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応について

平素より、都の保健医療施策に御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

標記の件について、厚生労働省から令和 3 年 8 月 1 3 日付事務連絡（令和 3 年 8 月 1 8 日一部改正）により、特定の要件及び注意事項を満たす限りにおいて、医療に従事することは不要不急の外出に当たらないとして外出自粛要請を行うことができる旨、示されたので、下記留意事項とともにお知らせします。

ついては、貴職より、本件について管内関係機関へ御周知いただけますよう、お願い申し上げます。

なお、公益社団法人東京都医師会及び都内各病院については、都から別途通知しますので、申し添えます。

記

1. 医療従事者である濃厚接触者の定義

新型コロナウイルス感染症に係る医療を提供している医療機関及び地域の他の医療機関において代替できない医療機能を有している医療機関に従事する者であり、濃厚接触者となつた者がその業務に従事することができなくなるにより、当該医療機能が維持できなくなる者。

2. 検査の実施方法について

上記 1 の医療従事者である濃厚接触者に対する要件の一つに定められている、業務前の検査の実施及び陰性の確認について、検査に用いる検体については、当日業務開始前に採取した検体を用いてください。

また、無症状者に対する抗原定性検査は、核酸検出検査及び抗原定量検査と比較して感度が低いため、自院や連携医療機関において核酸検出検査又は抗原定量検査が実施可能であり、業務開始前までに当該検査の結果を確認できる場合は、核酸検出検査又は抗原定量検査によって検査を実施してください。なお、核酸検出検査又は抗原定量検査の結果を業務開始前までに確認できる手段がないなどやむをえない場合は、抗原定性キットの使用も可能です。

3. 検査費用について

上記2の検査については、診療とは異なると考えられるため、行政検査（保険適用）とはならず、各医療機関の負担で御対応いただくことになります。

また、実施方法の選択肢として、やむを得ない場合は、「医療機関・高齢者施設等への抗原簡易キット配布事業について」（令和3年6月9日付（同月25日付改訂）厚生労働省事務連絡）に基づき、都内病院及び有床診療所に配布した抗原簡易キットを御活用いただくことも差し支えありません。

なお、自費診療で実施した検査費用については、医療提供体制の確保のために必要などの補助要件を満たす場合は、令和3年度新型コロナウイルス感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金¹の対象経費となります（具体的な要件等の詳細は国のホームページを御参照ください）。

（問合せ先）

本事務連絡に関すること

東京都福祉保健局感染症対策部 防疫・情報管理課 防疫担当

電話 03-5320-4088

抗原簡易キットに関すること

東京都福祉保健局感染症対策部 防疫・情報管理課 調整担当

電話 03-5320-4485

¹ 「令和3年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金」について

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17941.html

事務連絡
令和3年8月13日
(令和3年8月18日一部改正)

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

医療従事者である濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応について
(改訂部分は下線部分)

現行、濃厚接触者については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第44条の3第1項の規定に基づく新型コロナウイルス感染症の感染の防止に必要な協力の求め（以下「外出自粛要請」という。）として不要不急の外出はできる限り控え、やむを得ず移動する際にも、公共交通機関の利用を避けることを御願ひしている¹。

今般、東京都をはじめ感染者が急増している地域において医療提供体制を確保するため、誰もが症状に応じて必要な医療が受けられるようにするための緊急的な対応として、医療従事者について、家庭内感染等により濃厚接触者となった場合、下記の要件及び注意事項を満たす限りにおいて、医療に従事することは不要不急の外出に当たらないとして外出自粛要請を行うことも可能である旨、お示しすることといたしました。

貴職におかれましては、地域の感染状況を踏まえつつ検討の上、患者療養に遺漏のないよう、適切な対応をお願いします。また、管内の医療機関に対して周知徹底をお願いいたします。

なお、当該対応による影響や感染状況を踏まえ、必要に応じて本事務連絡の見直しを行う予定です。

記

【要件】

- 他の医療従事者による代替が困難な医療従事者であること。
- 新型コロナウイルスワクチンを2回接種済みで、2回目の接種後14日間経過した

¹ 新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領（2021年1月8日暫定版）
<https://www.niid.go.jp/niid/images/epi/corona/COVID19-02-210108.pdf>

後に、新型コロナウイルス感染症患者と濃厚接触があり、濃厚接触者と認定された者であること。

- 無症状であり、毎日業務前に核酸検出検査又は抗原定量検査（やむを得ない場合は、抗原定性検査キット²）により検査を行い陰性が確認されていること。
- 濃厚接触者である当該医療従事者の業務を、所属の管理者が了解していること。

【注意事項】

- 新型コロナウイルスワクチン接種済みであっても感染リスクを完全に予防することはできないことを十分に認識し、他の医療従事者による代替が困難な医療従事者に限る運用を徹底すること。
- 感染した場合にリスクが高い患者に対する医療に際しては、格段の配慮を行うこと。
- 当該医療従事者が感染源にならないよう、業務内容を確認し、基本的な感染対策を継続すること（マスクの着用及び手指衛生等に加え、処置時における標準予防策の徹底）。
- 引き続き、不要不急の外出はできる限り控え、通勤時の公共交通機関の利用をできる限り避けること。
- 家庭内に感染者が療養している場合は、当該者との濃厚接触を避ける対策を講じること。
- 当該医療機関の管理者は、当該濃厚接触者を含む関係する医療従事者及び担当する患者の健康観察を行い、当該濃厚接触者が媒介となる新型コロナウイルス感染症患者が発生していないかの把握を行うこと。
- 検査期間は最終曝露日から14日間であること。
- 検査に当たっては、「医療機関における無症状者（職員、入院患者等）への新型コロナウイルス感染症に係る検査の費用負担について（再周知）」（令和3年5月10日付け事務連絡）³のとおり、地域の実情により行政検査又は自費検査で行うか判断して差し支えないものの、従来、感染者が多数発生している地域やクラスターが発生している地域においては、感染者が一人も発生していない施設等であっても、医療機関に勤務する者について、いわば一斉・定期的な検査の実施を行うようお願いしてきているところであり⁴原則として行政検査として実施することが望ましい。

以上

² 抗原定性検査キットによる実施を行う場合については、「医療機関・高齢者施設等における無症状者に対する検査方法について（要請）」<https://www.mhlw.go.jp/content/000725744.pdf>
記3の無症状者に対する抗原定性検査の実施要件に留意すること。

³ <https://www.mhlw.go.jp/content/000778073.pdf>

⁴ 「医療機関・高齢者施設等における無症状者に対する検査方法について（要請）」
<https://www.mhlw.go.jp/content/000725744.pdf>